

岡山県高等学校教育研究協議会規程

(目的及び設置)

第1条 本県教育行政施策の推進に資するため、本県高等学校教育に係る諸問題を検討しつつ、将来の県立高等学校教育体制の整備について研究協議を行う岡山県高等学校教育研究協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(委員)

第2条 協議会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、岡山県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 県議会議員
- (3) 行政関係者
- (4) 学校関係者
- (5) その他

3 委員の任期は、協議会の設置存続の期間とし、委員に欠員を生じた場合は、教育長が後任者を委嘱又は任命する。

(役員)

第3条 協議会に会長1名及び副会長2名を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上の出席により成立する。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者等を招き、意見の開陳又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開する。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

(会議の傍聴)

第6条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開会前に、傍聴受付簿(様式)に氏名及び住所を記入しなければならない。

2 傍聴は、会長が別に定める定員の範囲内で先着順とする。

3 報道関係者で会長が認めたものは、前項の規定にかかわらず、傍聴することができる。

4 前3項に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(専門委員会)

第7条 協議会に、専門的事項に関する調査研究を行うため、専門委員会を置く。

2 専門委員会の委員は、教育長が委嘱又は任命する。

3 専門委員会の委員長は、会長が指名する協議会の委員をもって充てる。

4 専門委員会は、当該専門的事項に関する調査研究が終了したとき、解散されるものとする。

(幹事)

第8条 協議会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、岡山県及び岡山県教育委員会の職員のうちから教育長が委嘱又は任命する。

3 幹事は、会議に出席し、会長の求めに応じて資料を説明し、又は意見を述べることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、岡山県教育庁高校教育課高校魅力化推進室において処理する。

(解散)

第10条 協議会は、第1条の事業を完了した後解散する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会議において定める。

附 則

この規程は、令和7年6月5日から施行する。